

國學院大學學術情報リポジトリ

中世における伊勢神宮

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比企, 貴之, Hiki, Takayuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002489

比企 貴之 提出 学位申請論文（課程博士）

『中世における伊勢神宮』審査要旨

論文内容の要旨

本論文の目的は、中世伊勢神宮の歴史的な特質について、特に祠官・職掌人といった伊勢神宮を構成する人びとの動向に着目して明らかにすることである。検討に際しては、まず祠官・職掌人らは本来伊勢神宮の年中諸祭儀やあるいは臨時の祈禱・奉幣などをつつがなく執り行うための存在、つまり祭祀組織であるという第一義をきわめて重く見ること、さらにそうした伊勢神宮の祭祀組織は（いわゆる時代区分上の）中世になってにわかに形づくられたものではなく、「延暦儀式帳」や「延喜式」などの古代に由来する祭儀体系の枠組みの残存およびその中世的展開であり、古代からの地続きに存在することなどを考察にあたっての視座としている。

そこで行論にあたっては、伊勢神宮の祭祀組織の祖型は奈辺に求めうるのか、そしてその中世的展開の端緒はいずこに所在したのかを論じようとした第一部と、時代区分上のいわゆる中世の内宮の祠官・職掌人組織の諸側面を論じた第二部の二部構成とした。

まず第一部一章「古代伊勢神宮と科祓、軒廊御卜」は、八世紀から十一世紀にかけての伊勢神宮の宮域・殿舎に生じたさまざまな異変や異常（本論中では災異と総称）へのその対応の変容を論じたものである。八世紀から十世紀第二四半世紀までのあいだに生じた災異には、ありとあらゆる事態について祠官・職掌人らに対し量刑として科祓が科されていた。ところが、十世紀第二四半世紀を境として、以降の災異の状況によっては軒廊御卜を通じて神慮の探知も試みられるようになる。ここでは、そうした変容の契機には「延喜式」神祇条（とくに臨時祭項と伊勢太神宮項）の成立が、汚穢とそうでないもの、不可知の災異と人的責任を問うべき災異との区別を明瞭にしたと考えた。古代に由来し十一世紀にまで継承される伊勢神宮の淵源の一側面について、伊勢神宮を論じ

るうえでは避けては通れない穢の問題を通じて明らかにしている。

続く二章「伊勢神宮神人強訴の史的構造とその終焉」は、一章で取り上げた時期の次代（十一世紀）を対象として、このころにわかに盛んとなる伊勢神宮の祠官・職掌人あるいは神民らによる神宮神人強訴を論じた。神宮神人強訴への研究史上における評価は、祭主・宮司ら上部構造への祠官および新興身分たる権禰宜ら下部構造による克服の過程として、一種の階級闘争的視座が位置付けられ、一九七〇年代の研究を最後に今日までかかる理解が継承されてきた。ところが、史料を読み直していくと、そのほとんどが神宮（神主）↓宮司↓祭主↓朝廷という律令訴訟制度に基づいた提訴の本来の在り方が、祭主らの恣意的な（提訴の）取捨選択により達成されてないときの生じているという事実が明らかとなる。ここには上部構造を克服しようとする祠官・職掌人、神民らの姿はなく、きわめて訴訟制度的な問題に起因した越訴と評価するべき現象と考えた。

このように一・二章からは、伊勢神宮祭祀組織を取り巻く周囲の環境や社会情勢が変容をきたしながらも、古代的な諸関係を維持しつつ、神祇祭祀をまっ

うしようとする祠官・職掌人らの姿が現出した。

それでは伊勢神宮において中世への移行はどのように達成されたか。

三章「神宮庁宣の様式論的考察」は、その一つの明徴として神宮庁宣様式成立のことで取り上げた章である。十二世紀初頭ごろを初見として、内宮および外宮は上位下達の公文書として神宮庁宣様式を駆使するようになる。当該文書様式の成立は内宮・外宮の公文書として神宮庁宣様式を駆使するようになる。当該文書様式の成立は内宮・外宮の実務執行・裁決をおこなう宮庁（ミヤマンドコロ）が、それぞれ独立したいわば政治交渉単位として発給をおこなったことをよく体現している。ここでは神宮庁宣をその様式的特徴から大きく両様に分類し、とくに宛所の有無の検討を通じ、神宮庁宣とは内・外各宮の祭祀組織に編成された人びとを宛所とした下達文書様式であることを確認した。ただし、なかには宛所の記載をとまなわなない事例も存在しており、これらは御厨・御園の在地の荘官や武士といった必ずしも祭祀組織体系に包摂されない人びとに宛てられたものであった。したがって、神宮庁宣様式の成立の事実には、一つに

は十二世紀初頭に内宮・外宮の祠官・職掌人層が一つの政治交渉単位として歩み始めたことを象徴し、一つには伊勢神宮の身分統制―権禰宜層の出現―や在地支配の在り方―私的・領主的所領としての御厨・御園―が、従来の（古代以来の）あり方では賄いきれなくなったことを意味している。中世伊勢神宮の独歩の始まりは、このころに求めるうであろう。

第二部のおもな柱は、祠官・職掌人組織のうちとくに正員禰宜について、この正員禰宜を世襲的・独占的に襲った“荒木田氏の族的展開”という要素と、この荒木田氏の族的展開にともない内宮の祭儀や宮務の運営に影響が生じたこととの“祭儀組織の変容”という要素である。

上述のうち、荒木田氏の族的展開を軸としたのが四章と六章である。まず四章「伊勢神宮周辺地域における荒木田氏の族的蕃衍」は、従来、荒木田氏の土族的動向を理解する上では、氏のなかに一門・二門の両門に門流が分かれており、中世前半期を通じてさらに小さな血縁集団が構成され、それぞれ名字の地というべき地を獲得していったことが知られていた。ここでは、各家から正員禰宜

就任者の輩出がいつごろまで継続しているかを補任票から確認するとともにそれぞれの系譜関係を整理し、氏―門流―系統―家という荒木田氏の族的構造があったこと、名字の地獲得に際しても一定程度系統ごとに傾向や特徴の在したことを明らかにしてきた。

当然、氏のなかにさらに小さな血縁集団の単位が形成され、やがてそれが一つの家を称すという事態は、むろん荒木田氏に限ったことではない。その一端について、十五世紀中葉前後の宮司職を襲った大中臣氏の様子から論じたのが六章「中世後期の神宮における宮司家の動向」である。伊勢神宮の所職、すなわちひいては祭祀組織をになった氏族は中世にいたりその氏族内に系統や家の簇生をみたのであった。

ところで、荒木田氏の族内にて中世的な家の再編や簇生、あるいは正員禰宜家としての衰退といった消長があったのならば、同氏は内宮の正員禰宜職を世襲的かつ独占的にならっていたわけであるから、内宮の祭儀や宮務の執行にまで何らかの影響を及ぼしていたことが想定される。五章と七章は、中世後期に

おける祭祀組織の変容について、その荒木田氏の族的動向とのかかわりを念頭に置いて論じたものである。

まず第五章「伊勢神宮古祭儀―春季神態神事―の復原考察」は、祭礼研究の視座から今日では失われてしまった春季神態神事という祭礼を論じたもので、微視的にはこの祭儀は国家的な祈年祭や神宮本来の祈年祭と称される鋸山伊賀利神事などと対置すべき、地下の祈年祭と位置付けるべき祭礼であることを、一方、巨視的には当該神事の成立が荒木田氏の族的再編が生じた時期に相当することから、あるいは荒木田氏の族的再編により正員禰宜輩出の家としての位相を喪失した家々が、依然として宇治地域一帯に定住し、地下人へと変貌するなかで生じた祭礼という想定も能うと考えた。

また七章「中世後期伊勢神宮の祭儀代参制の変容と荒木田氏の族的再編」は、十五世紀半ば以降の神事代参の横行状況の背景について、当時の正員禰宜成員の年齢構成や族的動向から説明をおこなった章である。このころ増加した「老耄」や「老体」の禰宜の存在は、彼ら自身による祭儀・宮務の執行に困難を

きたし、その結果盛んに代参者が立てられる事態へといたった。ただし、一口に代参といっても本来は禰宜の座次に準じた座次代参制が本義であったが、ちようどこのころ徐々に不参禰宜の家の子弟を権禰宜であるかにかかわりなく代参に起用する家子代参制が主流化していく。十四世紀後半から十五世紀前半にかけて特定の家を核とした正員禰宜相互の擬制的血縁関係の構築が進み、家の淘汰が進んだことが代参制変質の背景にあったことを明らかにした。中世を通じて荒木田氏の族的動向は十五世紀にいたり内宮祭儀組織の運用の在り方にまで如実な影響を及ぼすにいたっていたのである。

このように中世伊勢神宮の祭儀体系およびその執行のために構築された祭祀組織は、かつて古代に形づくられた枠組みを維持し、祠官・職掌人ら自身もその枠組みを自らの拠って立つべき規範と考えていた。しかし、時代の経過につれ、内宮ではとくに正員禰宜になった荒木田氏が族的蕃衍と再編を経て、家の淘汰とともに、新たな身分階層として権禰宜を創出した。これらは従前の古代的枠組みでは御しえず、そのため内宮・外宮自身が一つの政治交渉単位として機

能することを歴史的に要請することとなった。しかし、そうして自立的集団となった組織の実態は、荒木田氏による独占的・世襲的継承がおこなわれており、本来、氏や家のなかだけで完結すべきその（氏や家の）理論が、内宮・外宮としての在り方や意思決定をも左右するほどになっていったのである。このように伊勢神宮祭祀組織の中世的特質は、古代的枠組みを維持しつつ、実態は族的動向に準じてきわめて氏・家要素の色濃い組織であった点に求められよう。

こうして明らかとなった伊勢神宮の中世的特質については、今後改めて中世神社研究の俎上に上げる必要がある。中世神社を如何に捉えるかという点については、神社―神祇信仰施設―が古代以来のものであることを改めて考えたい。えで、各個の神社を位置付け直していく作業が必要であると考える。

論文審査の結果の要旨

論文提出者の比企貴之は、伊勢神宮の古代から近世までのありように強い関心を持っていたが、学問的にそれを検討し始めたのは、修士論文執筆のときであり、その後、出版社勤めをする中でも、伊勢神宮が一貫した研究課題となっていたものである。そして、今回やっと、これまでの研究をまとめて、博士の学位請求論文として提出するにいたった。

審査にあたっては、この論文に対して、様々な立場からいろいろな質問が出された。たとえば、外宮の位置づけについて、であった。たしかに、外宮については、この論文では、論じられることがあまりない。それは、先行研究の少なさのためであろうし、あらためて、歴史学の立場から、伊勢神宮を正面から取り上げた論者の数、そして論文の少なさに気づかされ、啞然とする思いが残った。一方で、論者の研究方法の独自性と研究への執念の深さは、随所にあらわれている。たとえば、伊勢神宮の関連史料には「科祓」とか「神態」とい

う語が現れる。この言葉はどういう意味か。比企によれば、それは「かふつ」であり、「かみわざ、かんわざ」という読みであり、「皇大神宮年中行事」や「氏経卿神事記」などに類出するという。これらの言葉に、もっと焦点をあててもよかったかもしれないと思えた。

次に、神宮神人強訴だけの個別検討に終始して、十二世紀に生じる南都北嶺の寺社強訴にまったく触れようとしないのはなぜか、と言う質問も当然のようになされた。これに対して論者は、たしかに、そのような面はあったが、伊勢神宮の神人強訴を評価していきたいと述べた。

また、伊勢神宮の祭祀組織そのものについての研究史の振り返りが十分と言えるか、との指摘もあった。それは、萩原龍夫・直木孝次郎両氏などを中心にみているし、言及はしているものの、たしかに検討が十分でなかったのではないかと思われる部分があり、今後も伊勢神宮の研究を続ける中で、しっかり学びたい、と言う返答があった。

さらに、ぜひ、今後はあらためてほしいと考える点もなくてはない。

たとえば、「北畠氏勢力の盤踞」(110頁)、「荒木田氏族が蕃衍」(111頁)などの難解にすぎると思われる語句や文章が頻出するのだが、これらの中には、今の学生や大学院生たちには、はたして読めるのだろうか、と思われるものが多々ある。それを、何ら解説を付けずに議論を進めるところがあまりに多くありはしないか。多くのひとびとに読まれることなどは期待しない、と思うのは勝手だが、まさかそうは思っていないのだろう。折角の論文が、そのような無意味に飾られた文章で書かれていたのでは、死んでしまいうに違いないと、つい考えてしまうのは思い違いであろうか。ぜひ、今後のいましめと、心してほしいと思う。

また、神域が、社殿の建設や木材の伐採など、人間の様々な営みによって変化し、祭祀組織の変遷によって社会も変わる、というような見方も、あってよかったか、という意見も出された。傾聴に値する意見であろう。

そういった課題も、たしかに、無くはない。しかし、それをはるかに越えて、

大きな成果を得た論文だと評価できるといえよう。

以上を総合的に判断すれば、提出者の比企貴之は、博士（歴史学）の学位を授与されるにふさわしいものと、考えるものである。

平成三十年一月十日

主 査	國學院大學大学院客員教授	千々和 到	印
副 査	國學院大學教授	根 岸 茂 夫	印
副 査	國學院大學教授	岡 田 莊 司	印
副 査	國學院大學教授	佐 藤 長 門	印

比企 貴之 学力確認の結果の要旨

左記四名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成三十年一月十日

学力確認担当者

主査	國學院大學大学院客員教授	千々和 到	印
副査	國學院大學教授	根岸 茂夫	印
副査	國學院大學教授	岡田 莊司	印
副査	國學院大學教授	佐藤 長門	印